

令和 5 年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和 6 年度取組み予定

令和 5 年度 of 取組み

< 1 > 障害者差別に関する相談等の状況

相談・問合せ等の件数 全 19 件（昨年度比 + 2 件）

相談等の内容		主訴 (件)	確認後の分類変更	変更後 (カッコ内は 前年度)	割合 (%)
差別解消法関連		13		7 (10)	36.8
不当な差別的取扱いについて		7	意思疎通へ 1 件 ルール慣行へ 1 件 その他へ 5 件	0 (0)	0
合理的配慮について		6		7 (10)	36.8
合理的 配慮 の内	物理的環境への配慮 (障害者の駐車場所など)	0		0 (2)	0
	意思疎通への配慮 (駅の誘導案内など)	2	不当な差別的取扱いから 1 件	3 (3)	15.8
	ルール・慣行の柔軟な運用 (駐輪場の利用など)	4	不当な差別的取扱いから 1 件 その他へ 1 件	4 (5)	21.1
環境の整備		1	その他へ 1 件	0 (1)	0
その他の相談・問い合わせ (サービスや交通機関の利用など)		5	不当な差別的取扱いから 5 件 ルール慣行から 1 件 環境の整備から 1 件	12 (6)	63.2
対応中 (年度末現在)		0		0 (0)	0
合計		19		19 (17)	100

相談者の分類

区分	当事者	家族	当事者 団体	区民	事業者 庁内	不明 その他	合計
件 (件)	11	5	1	1	1	0	19
割合 (%)	57.9	26.3	5.3	5.3	5.3	0	100

相談等への対応内容

対応区分	件数（件）	割合（％）
◆ 差別解消法に基づく対応	7	36.8
➤ 相手方への訪問・電話等を通して状況を確認し、合理的配慮の提供等に向け調整	1	5.3
➤ 区が実施する事業（委託事業を含む）区の補助事業の所管課へ対応を依頼し、経過を確認	3	15.8
➤ 相談者の了承を得て、相談内容を相手方へ連絡（相談者が相手方との調整を希望しない場合等）	3	15.8
◆ 環境の整備に対する対応	0	0
➤ 相談内容について助言等	0	0
◆ その他の相談・問い合わせ	12	63.2
➤ 法律や区の体制、広報等について説明	0	0
➤ 保健福祉サービスに対する意見として対応	0	0
➤ その他の意見として対応 （不当な差別や合理的配慮に関する事前相談対応など）	10	52.6
➤ 匿名等により調査ができなかったもの	2	10.5
◆ 対応中（年度末現在）	0	0.0
合計	19	100

割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、各項目の和が、100％にならない場合がある。
また、内訳の割合の和が、小計の割合と一致しない場合がある。

< 2 > 具体的な事例

フィットネスクラブの参加

(相談者)：フィットネスクラブ利用の肢体不自由者

(概要)：民間事業者が運営するフィットネスクラブのレッスン中に転倒した後、障害を理由に参加しないようにクラブから圧力がある。

(相談内容)

- ・相談者がフィットネスクラブのレッスン中に転倒し、レッスンを中断した。その後、職員から「ほかのメンバーに迷惑をかけた。」「今後このようなことがあったら辞めてもらう」と発言があった。店長は「みんなが心配している」「次にこんなことがあったらあなたも困るでしょう」とあいまいに圧力をかけてくる。
- ・相談者は、障害を理由にプログラムへの参加をしないようにと言っていると感じている。しかし、長年参加しているので、これからも参加したい。

(経過)

- ・事業所の店長から事情を聴取した。相談者は、このエアロビクスのプログラム（有料）に10年以上参加している。会場にいただけで参加しているとは言えない。転倒した日は、普段はやらない転回するステップを踏み転倒した。相談者と話したが、辞めろといったことはない。ただ、無理をすることは本人にもほかの利用者にもよくないという認識はあるので、それは伝えた。
- ・当職からは、プログラムへの参加について危険であり断るのならば、きちんと理由を相談者と話し合うべきであり、暗に辞めるように誘導することは、差別の可能性はある。長年容認している以上、今回の転倒を理由に断ることは無理があるし、相談者は到底納得しない。当事者の参加意欲を受け止め、教室のインストラクターを含めて相談者が参加できる新たなルールについて話し合うことを勧めた。

(考察)

どのような危険があるか、漠然とではなく具体的に伝えることが必要である。そのうえで、危険を避けるための方法について相談者と話し合い、参加の可能性をお互いに前向きに対話していく必要がある。

無人改札での聴覚障害者への配慮

(相談者)：私鉄利用の聴覚障害者

(概要)：私鉄の無人改札で運賃を精算するため駅員とコミュニケーションをとる必要があったが、時間がかかった。

(相談内容)

鉄道の無人改札にカメラ付きインターホンが設置されていない。

鉄道従事者の聴覚障害者への配慮が不十分である。

(経過)

- ・聴覚障害者が無人改札で駅員へ連絡しようとしたところ、音声によるインターホンしか設置されておらず対応に時間がかかった。相談者はカメラ付きインターホンの設置を要望したい。

- ・当職から事業者へ要望を伝えた。当面の対応として、インターホンが押され、反応がなければ上部カメラを確認のうえ、筆談ボードを持って改札に向かうといった基本を改めて周知する旨回答があった。

（考察）

- ・相談者の要望により区内の無人改札について調査したところ、カメラ付きインターホンを設置している改札がある。
- ・交通機関全体として、職員の障害理解の不足による問題も依然として見受けられる。

< 3 > 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発

障害のある人もない人も共に楽しむことができる交流の場の提供や、研修や講演を行い区民や事業者の障害理解を促進し、障害者差別解消の普及啓発に努めた。

- ・ 研修、講演会等を通じた法周知と啓発を実施した。
- ・ 区内小学校へ手話講師を派遣し、差別解消に関する講義や手話講習を実施した。
（23校、72クラス 2,214名）
- ・ 障害者児のアート作品の展示支援を行った
- ・ 発達障害に関する理解促進のための講演会を実施し、その内容を YouTube チャンネルにて動画配信した。

< 4 > 障害者差別解消支援地域協議会等の開催

世田谷区自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において、報告や意見交換を実施し、その内容を障害者差別解消支援地域協議会（世田谷区自立支援協議会）に報告した。

令和5年7月28日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）令和4年度の取組み状況等の報告等

令和6年1月26日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応について及び研修実績にかかる報告について

< 5 > 障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進

- ・ 解説パンフレットの作成・配布
条例の趣旨を区民等に広く周知するための解説パンフレット作成し、区立小学校3・4年生に向けてパンフレットの配布を行った。
- ・ 商店等における共生社会促進物品助成事業の実施
条例に定める「地域での交流及び支え合いの推進」の取り組みとして、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店等での障害者を受け入れる環境の向上を図るための物品の購入・作成経費助成事業を実施した。

< 6 > 庁内での取組み

- ・ 令和5年6月29日（木）「令和5年度第1回世田谷区障害者差別解消推進委員会」
- ・ 庁内向けメールマガジン「イエローリボン通信」を3回発行し、事例紹介等を行った。
- ・ 職員（外郭職員含む）に対しての「障害者差別解消研修」の実施。等

令和6年度の取組み予定

令和5年度の取組み状況等を踏まえ、令和6年度は以下の取組みを進める。

< 1 > 障害者差別に関する相談支援

障害者差別に関する相談等への適切な対応と改善の働きかけ
都と連携した取組み
相談体制の周知

< 2 > 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発（共生社会ホストタウンの取組を含む）

イベントへの出展、ポスター掲示、PR 展示等
障害理解促進イベントの開催（区民ふれあいフェスタ）令和6年12月8日
障害者児のアート作品の展示支援
（令和6年6月5日～6月11日、令和6年11月12日～11月17日予定）
世界自閉症啓発デー庁舎ブルーデコレーション
区内小学校への手話講師の派遣（24校72クラスで実施予定）
ヘルプマーク等の配布
障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力

< 3 > 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消支援地域協議会の開催（令和6年7月26日・令和7年1月31日予定）

< 4 > 庁内での取組み

世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催
障害者への配慮の推進に向けた取組み
（印刷物への音声対応促進、講演会等における手話通訳の実施等）
指定管理者及び委託契約仕様書に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」の添付の徹底
庁内向けメールマガジンの発行（随時）
職員研修 職層研修・保健福祉領域研修・共催研修
区外郭団体等への周知・協力依頼

< 5 > 障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進

条例解説パンフレット配布、民間事業者と連携したPR事業等による普及啓発
商店等における共生社会促進物品助成事業の実施

< 6 > 世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備

条例趣旨を区民等に広く周知するためのPR施策の実施
手話を使いやすい環境を整備するため、区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充や保健福祉課等の窓口で二次元コード読み取りによる遠隔手話通訳を実施